

## アメリカ刑事法の調査研究 (134)

米国刑事法研究会  
(代表 椎橋隆幸)\*

**Michigan v. Bryant, 562 U.S. \_\_\_, 131 S.Ct. 1143 (2011)**

中村 真利子\*\*

### 《事実の概要》

銃撃事件の通報を受けガソリンスタンドの駐車場へ向かったミシガン州の警察官等は、腹部に銃撃による重傷を負った被害者 Covington を発見した。警察官等はそれぞれ Covington に対して、何が起こったのか、誰が撃ったのか、どこで撃たれたのかを尋ねた。Covington は、Bryant 宅で裏口のドアを挟んで彼と話した後、立ち去ろうとした際に彼に撃たれ、自ら駐車場まで運転して来たと言ったが、発砲の動機や Bryant の居場所については話さなかった。この約10分のやり取りの間、Covington は何度もいつ救急医療班が到着するかを尋ねた。彼はその後病院へ搬送されたが、数時間後に死亡した。警察官等は Covington との会話後、Bryant 宅へ向かった。Bryant は不在であったが、警察官等は、裏口で血痕と弾丸を、ドアに弾痕を、家屋の外で Covington の財布と身分証明書を発見した。

---

\* 所員・中央大学法科大学院教授・法学部教授

\*\* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

本件の公判は、Crawford v. Washington<sup>1)</sup>と Davis v. Washington<sup>2)</sup>の判断が下される前に開かれたものであるが、本件の警察官等は Covington が述べた内容を法廷で供述し、陪審は Bryant に対して第二級謀殺罪について有罪の評決をした。Bryant は上訴し、州 Court of Appeals は彼の有罪を確認した。その後 Bryant は州 Supreme Court に上訴し、公判裁判所が Covington の警察への供述を証拠に許容したことは誤りであると主張した。州 Supreme Court は、Davis の判断に照らし再考するよう、本件を州 Court of Appeals に差し戻した。州 Court of Appeals は、Covington の供述は「供述証拠としての利用が予定されている (testimonial)」ものではないため、証拠に許容されたことは適法であると判示し、再び有罪を確認した。Bryant は再び州 Supreme Court へ上訴した。Bryant は同裁判所において、Covington の供述は、Crawford 及び Davis にいう「供述証拠としての利用が予定されている」ものであり、それゆえ証拠に許容されないと主張し、

---

1) 541 U.S. 36 (2004). Crawford の紹介・解説として、米国刑事法研究会 (代表 椎橋隆幸)・アメリカ刑事法の調査研究 (106)「Crawford v. Washington, 72 U.S.L.W. 4429, 541 U.S. 36 (2004)」比較法雑誌39巻4号210頁 (2006年) (早野暁担当)、二本柳誠「被告人に不利な妻の法廷外供述の許容性と証人対面権—Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004)—」比較法学39巻3号204頁 (2006年)、堀江慎司「第6修正の対面条項の射程をめぐる最近の判例 Crawford v. Washington, 541 U.S. 36, 124 S.Ct. 1354 (2004); Davis v. Washington, 547 U.S. 813, 126 S.Ct. 2266 (2006); Giles v. California, 554 U.S. 353, 128 S.Ct. 2678 (2008); Melendez-Diaz v. Massachusetts, 557 U.S. \_\_\_, 129 S.Ct. 2527 (2009)」アメリカ法2010年1号106頁 (2010年)、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (14) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) —合衆国憲法第6修正の証人対面権に関するロバツ判決の有効性」名城ロースクール・レビュー20号57頁 (2011年) がある。

2) 547 U.S. 813 (2006). Davis の紹介・解説として、津村政孝「対審条項が適用される testimonial な供述とは何か? —Davis v. Washington, Hammon v. Indiana, 126 S.Ct. 2266 (2006)」ジュリスト1373号126頁 (2009年)、堀江・前掲注1、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (15) Davis v. Washington; Hammon v. Indiana, 547 U.S. 813, 126 S.Ct. 2266 (2006) —DV 被害者の公判外供述の許容性と証人対面権」名城ロースクール・レビュー20号79頁 (2011年) がある。

一方州は、同供述は興奮してなされた発言 (excited utterance) として証拠に許容されると主張した。同裁判所は、本件の状況からすると、「尋問の第一次目的 (the primary purpose of the interrogation)」はすでに発生した出来事について事実を明らかにすることであり、警察が「緊急事態 (ongoing emergency)」に対処できるようにすることではなかったと認定した。その上で、公判裁判所が Covington の供述を証拠に許容したことは、明らかに判決に影響を及ぼすべき誤りに当たると判示し、州 Court of Appeals の判断を破棄し、本件を公判裁判所に差し戻した。

合衆国最高裁判所は、対決権条項は Covington の供述を証拠に許容することを禁じているか否かを判断するため、サーシオレイライを認容した。

## 《判旨・法廷意見》

破棄・差し戻し

・ Sotomayor 裁判官執筆の法廷意見

1 第6修正の対決権条項は、「すべての刑事訴追において、被告人は、……自己に不利な証人と対決する……権利を享受する」と規定しており、この対決権の保障は第14修正のデュー・プロセス条項を通じて州にも及ぶ<sup>3)</sup>。当裁判所は *Ohio v. Roberts*<sup>4)</sup>において、被告人の対決・反対尋問を経していない供述はすべてこの対決権により原則として証拠に許容することが禁じられるとの前提に立ちつつ、このような供述であっても、証言利用不能性と、供述の「信頼性の徴憑 (indicia of reliability)」の具備を要件に、

3) *Pointer v. Texas*, 380 U.S. 400 (1965). *Pointer* の紹介・解説として、田宮裕「*Pointer v. Texas*—刑事被告人の confrontation の権利 (第6修正) は、due process (第14修正) の内容として州にも強行されるか」*アメリカ法*1966年2号325頁 (1966年) がある。

4) 448 U.S. 56 (1980). *Roberts* の紹介・解説として、渥美東洋編『*米国刑事判例の動向Ⅲ*』(中央大学出版部, 1994年) 297頁 (安富潔 担当), 山田道郎「対面条項と伝聞法則—『オハイオ対ロバーツ』判決を中心として」*法律論叢*56巻4号129頁 (1983年), 鈴木義男編『*アメリカ刑事判例研究 第2巻*』(成文堂, 1986年) 105頁 (中空壽雅 担当) がある。

証拠に許容することが許されると判示した。

約25年後、当裁判所は Crawford において、対決権条項が適用される範囲は「供述証拠としての利用が予定されている供述 (testimonial statement)」に限定されるとした上で、これが証拠に許容されるための要件は、証言利用不能性と事前の反対尋問の機会の保障であると判示して、Roberts を変更した。このように対決権条項の適用範囲を限定した理由は、対決権条項制定の目的は歴史的に見て、大陸法式の刑事手続、とりわけ一方当事者のみの関与する (ex parte) 手続においてなされた尋問の結果を被告人に不利な証拠として用いることの禁止にあり、この歴史に照らすと、対決権条項にいう「証人 (witness)」とは「証言 (testimony) をする者」であり、「証言」とは「ある事実を証明する目的でなされた正式な供述又は確言」と定義づけられるということであった。Crawford は、「供述証拠としての利用が予定されている供述」について包括的な定義は示さなかったが、少なくとも「予備聴聞、大陪審の面前又は前の公判における証言及び警察による尋問の結果」が含まれるとした。

2年後、当裁判所は、家庭内暴力 (DV) 事件の被害者の供述が証拠に許容できるか否かが争点となった Davis 及び Davis と共に判断された Hammon v. Indiana<sup>5)</sup> において、「供述証拠としての利用が予定されている供述」について、警察による「尋問 (interrogation)」を受けたすべての者が「証人」であるわけではなく、警察による「尋問」の結果がすべて「供述証拠としての利用が予定されている供述」となるわけではないとした。そして、警察による「尋問の第一次目的 (primary purpose)」が客観的に見て、警察が「緊急事態 (ongoing emergency) に対処できるようにすること」にあるのか、それとも、後の刑事訴追につながる可能性のある過去の出来事を明らかにすることにあるのかで、「供述証拠としての利用が予定されている供述」か否かを判断するという基準を示した。当裁判所はこの基準に従って、Davis で被害者が DV 事件の最中の緊急電話において加

---

5) 547 U.S. 813 (2006).

害者を摘示した供述は、緊急事態を解決するためのものであって、「供述証拠としての利用が予定されている供述」には当たらないが、HammonですでにDV行為が止んでいる状況で被害者が夫から離れた部屋で警察に対しDVについて説明した供述は、犯罪捜査の一環としてなされた尋問に答えるものであり、「供述証拠としての利用が予定されている供述」に当たると判断した。

Davisは、すべての考え得る供述について「供述証拠としての利用が予定されている供述」に当たるか否かの包括的な分類方法を作り出したわけではなく、緊急事態以外にも、供述が公判での利用を第一次目的とせずに獲得されたと言える状況を考えることができる。そして、この第一次目的についての判断には、供述が信頼性を有しているか否かを識別するために作られた標準的な伝聞法則が関連性を有する。このような主な目的が存在しない場合、供述が証拠に許容できるか否かは州及び連邦の証拠法の関心であり、対決権条項の関心ではない。

DavisとHammonはDVに関する事案であり、緊急事態の有無の判断が比較的容易であったのに対し、本件の状況は、被害が第一被害者にとどまらず警察や公衆にも及ぶ可能性があったという点に特徴がある。したがって、本件で、Davisにいう「尋問の第一次目的」が「緊急事態に対処できるようにすること」であったか否かを判断するには、Davisの基準をさらに明確にする必要がある。

2 「尋問の第一次目的」が「緊急事態に対処できるようにすること」であるか否かを判断するためには、原供述者と警察が遭遇した (encounter) 状況及び両者の供述と行動について客観的に評価しなければならない。

(1) 「尋問の第一次目的」の調査が客観的なものでなければならないことは、Davisで何度も指摘されていたところではあるが、客観的に見てとれる「尋問の第一次目的」とは、原供述者と警察が現実には抱いていた目的ではなく、当該状況の下で、通常人であれば有していたと推測される目的を意味する。

(2) 原供述者と警察の遭遇時に「緊急事態」が存在すれば、両者の意識

は「後の刑事訴追につながる可能性のある過去の出来事を明らかにすること」には向いていないと言えるため、「緊急事態」の存在は、「尋問の第一次目的」を知らしめる重要な状況の一つである。そして、Davisで黙示的に前提とされていることは、緊急事態を解決するという第一次目的のためになされた供述については、これが事実をねつ造しようとしてなされたものである可能性が相当程度減じられているため、反対尋問は要求されないという考えである。これは、伝聞法則における興奮してなされた発言(excited utterance)についての例外を正当化する論理と類似するものである。

州 Supreme Court は見落としているが、緊急事態の有無は、状況次第で大きく評価が変わる間いであって、家庭内にとどまらず警察及び公衆も脅かされるような状況においては、第一被害者だけではなく、警察及び公衆への脅威も考慮しなければならず、また用いられた兇器の種類、被害者の受傷の程度も重要な判断材料となる。そして、緊急事態の有無は、「尋問の第一次目的」を知らしめる一つの要素に過ぎず、原供述者と警察の遭遇が刑事手続としての公式性(formality)を備えていたか否かもまた重要な要素である。

(3) 原供述者と警察が遭遇した状況に加えて、両者の供述と行動も、「尋問の第一次目的」についての客観的な証拠を提供するものである。「尋問の第一次目的」については、原供述者と警察双方の目的について検討することが最も正確なアプローチである。これは、警察の質問方法等によって原供述者が回答する際の理解に影響を与える可能性があるからであり、また原供述者も警察も複合的な動機を有している可能性があるからである。

3 本件の原供述者と警察官等が遭遇した状況を見ると、被害者 Covington が警察官等に対して述べた内容は、発砲の原因が個人的な静いであり、また、脅威を及ぼす状況が終了していたということを示すものではなかったため、本件における緊急事態は、警察及び公衆にも脅威が及ぶ危険性があるものであった。また、本件は銃撃事件であったため、兇器の使用がなかった Hammon とは事情を異にし、一時的に発砲が止んでいたという事実は緊急事態を終わらせるものではなかった。そして、Covington も

警察も発砲者の居場所を知らず、Covington は発見された場所から数ブロック、数分の範囲内で致命傷を負ったのであった。以上のような事情を考慮すると、本件では緊急事態が継続していたと言える。

次に、緊急事態の状況から判断することができる「尋問の第一次目的」に目を向けると、本件の遭遇の状況は、Covington の警察官等に対する供述を理解するための重要な情報を提供するものである。Covington は、警察官等の問いに答える際、銃撃により腹部に致命傷を負っており、呼吸をすることも会話をすることも困難な状態であった。通常人が彼と同じ状況にあった場合に、後の刑事訴追につながる可能性のある過去の出来事を明らかにするという第一次目的を有していたであろうとは考えられない。その一方で、警察は、ある男性が撃たれたという通報に対応したが、銃撃の理由、場所、犯人の居場所等については知らなかった。「何が起こったのか」、「誰が撃ったのか」、「どこで撃たれたのか」という問いは、緊急事態に対処するために必要な質問であり、Covington の回答の中には何も、緊急事態の不存在を指摘するものはなかった。

最後に、本件における状況は、Crawford における警察署での取調べよりも Davis における切迫した緊急電話に類似している。つまり、警察官等は Covington に対して各部分が関連しまとまりをもった (structured) 尋問を行わなかったため、この状況は、警察官等の第一次目的が単に緊急事態に対処することであったということを示唆しており、Covington が、供述した内容が後に刑事訴追に利用されると意識するような刑事手続としての公式性を欠くものであった。

以上のように、本件の遭遇の状況及び Covington と警察の供述と行動は、「尋問の第一次目的」が「緊急事態に対処できるようにすること」であったことを示している。したがって、Covington の供述は「供述証拠としての利用が予定されている供述」ではなく、これを証拠に許容することは対決権条項に反しない。

Kagan 裁判官は、本件の審理及び判決に加わっていない。

・Thomas 裁判官執筆の結論賛成意見

法廷外供述が「供述証拠としての利用が予定されている供述」であるか否かを判断するにあたっては、尋問が、対決権条項の対象とする歴史的事務と類似する程度について検討するべきである。本件尋問は刑事手続としての公式性も正式性も備えておらず、対決権条項の対象とする歴史的事務との類似点はほとんど存在しないため、Covington の供述を法廷に提出することを認めても対決権条項に反しない。したがって、法廷意見の結論に賛成する。

・Scalia 裁判官執筆の反対意見

1 (1) 「尋問の第一次目的」を評価する際には、原供述者の意図が重要な視点である。法廷外供述が「供述証拠としての利用が予定されている供述」となるためには、原供述者は、その供述が正式な供述であり、訴追のために用いられ得るという理解の下供述を行われなければならない。法廷意見が採用した警察と原供述者双方の目的に目を向ける基準は、事情を総合した判断を求めるものであり、裁判官にとって最も妥当と思われる結論に達し得るかもしれないが、裁判官の裁量によって結論が変わってしまう予測不能なものである。このような不安定なアプロウチの下では、対決の保障はもはや保障とは言えない。

(2) 原供述者の目的に目を向けると、本件は著しく簡単な事案である。本件の警察官等は Covington が撃たれた約25分後に現場へ到着し、5人の警察官等が10分以内にそれぞれ、同様の一連の質問を行った。Covington の視点からすると、これらの質問に対する回答は、Bryant の逮捕と訴追を確実なものとする以外に価値をほとんど有していなかった。彼は、自身に脅威を及ぼす状況が、Bryant 宅から逃げ出した時点で終わっていたこと、及び Bryant が殺人鬼ではなく単なるドラッグ・ディーラーであることを知っていた。また、Covington は、警察官等が彼の治療の必要性ではなく、過去の犯罪についての捜査に焦点を当てていたことを理解して



おり、警察官等は誰も彼の具合について尋ねず、応急手当を施そうともしなかった。Covington は法廷の証人と同様、過去の出来事がどのように始まり進行したかについて詳細に話したのであり、警察官等は検察官と同様、各部分に関連しまとまりをもった質問を通じてその供述を引き出したのである。したがって、Covington の供述は、「供述証拠としての利用が予定されている供述」である。

(3) 誤って警察官等の目的を考慮に入れたとしても、本件は著しく簡単な事案である。本件の警察官等の行動は、彼らが切迫した緊急事態を認識していたことを示すものではない。本件の警察官等は、銃撃事件の通報を受けて現場に到着した際、発砲者の存在を確認するための捜索もせずに、Covington に質問を行った。少なくとも最後に到着した警察官は、すでに到着していた警察官等に指示を仰ぐことができたにも関わらず、Covington に同様の質問を行った。同じ質問を繰り返す価値は、Covington の話が終始一貫していて変わらないということを確認することにしかない。

(4) 法廷意見によれば、Bryant は公衆に対する脅威を与え続けていたため、緊急事態は少なくとも警察官等が彼の発砲の動機及びその居場所を知るまで継続していたことになるが、これは、対決権条項に対する広範な例外を生み出すものである。暴力事件の証人の多くは事件後数時間のうちに供述するものであるが、この間警察及び公衆に対する潜在的脅威が継続していると主張できることになれば、被告人は、このような証人がした反対尋問を経ていない証言の排除を求める憲法上の権利を、一切有していないことになってしまう。

2 (1) 法廷意見によれば、Davis の基準は、原供述者の供述の信頼性を調査し、興奮してなされた発言についての考えを合衆国憲法の中に包摂させるものであり、緊急事態においてなされた供述は、ねつ造の可能性が著しく減じられているため、十分信頼性があるという。これは Roberts と類似する見解である。法廷意見は信頼性への関心を復活させ、Roberts を変更した Crawford の判断枠組みへこれを適合させようとしているが、その結果は支離滅裂なものとなっている。供述の信頼性は、その供述が「供

述証拠としての利用が予定されている供述」であるか否か判断する基準とはならず、また、対決権の保護の範囲外にあるものと伝聞法則の保護の範囲外にあるものとは必ずしも一致するものではない。

(2) 法廷意見によれば、検察が「緊急事態」の存在を主張する場合、供述の許容性は、使用された兇器、犯罪の種類、原供述者の受傷の程度、救急医療班の到着の有無、公衆の目にさらされた場所での遭遇であったか否か、決まった手続の下での遭遇であったか否か、原供述者により一定の目的形成が可能であったか否か、犯罪現場の安全性確保の有無、供述が刑事手続としての公式性を備えた状況の下でなされたものであったか否か、供述が信頼性のあるものであるか否かといった状況に大きく左右されるが、これは、当裁判所が Crawford において否定した比較衡量テストと何ら変わらない。信頼性テストは、「供述証拠としての利用が予定されている供述」であるか否かという分析に代わるものではない。

#### ・ Ginsburg 裁判官執筆の反対意見

Scalia 裁判官の反対意見に賛成する。なお、当裁判所は Crawford において、我々がイングランドから受け継いだ法の中には、臨終の供述 (dying declaration) のような十分確立した例外が存在すると指摘した。仮に臨終の供述についての争点が提示されていれば、合衆国最高裁判所による近時の判断後もこの例外が存在し続けるかという問いが取り上げられたと思われるが、州 Supreme Court は、検察がこの争点を維持しなかったと判断したため、本件ではこの問いを扱うことはできない。

#### 《解説》

1 本件は、銃撃された直後の瀕死状態にある被害者が警察官等に対して行った供述を証拠に許容することが、合衆国憲法第6修正の対決権条項に反しないか否かが争われた事案である。とりわけこの供述が、Davis v.

Washington<sup>6)</sup>にいう「緊急事態 (ongoing emergency)」に対処できるようにすることを「第一次目的 (primary purpose)」とするような「尋問 (interrogation)」により得られたものであったか否かが争われた。

この対決権条項に関する合衆国最高裁判所の長年の理解は、Ohio v. Roberts<sup>7)</sup>において示されたものであった。すなわち、伝聞証拠の原供述者が反対尋問のために公判に出頭しない場合、この原供述者が証言利用不能にかかり、かつその供述に「信頼性の徴憑 (indicia of reliability)」がある場合にのみ証拠に許容され、そしてこの「信頼性の徴憑」は、同供述が、確固として定着した伝聞例外に該当する場合又は具体的な信用性の保証についての立証がある場合にのみ充足されるというものであった。

しかし、合衆国最高裁判所は Crawford v. Washington<sup>8)</sup>において、Roberts の判断枠組みは、裁判官の裁量により大きく結論が変わってしまう予測不能なものであると批判し、Roberts を変更した。Crawford は、対決権条項の直接的な起源をイギリスのコモン・ローに求め、対決権は、法廷外供述を公判で用いる大陸法的な実務に反対して主張されたものであったとする。その代表的な事案が、Walter Raleigh 卿に対する反逆罪の公判であり<sup>9)</sup>、この事案では、偽証であると思われる法廷外証言が被告人との対決なく証拠に許容され、この証言を根拠に被告人に有罪が言い渡された。その後イギリスでは、このような権力の濫用を制限するために対決権が発達し、King v. Paine<sup>10)</sup>は、証言利用不能にかかる原供述者の供述は、被告人に反対尋問の機会があった場合にのみ証拠に許容されると判断した。Crawford は、以上のような歴史から、対決権条項による保障の範囲は必ずしも伝聞法則の適用範囲と重なるものではなく、被告人に不利な「証人 (witness)」つまり「証言 (testimony) をする」者に適用されるとした。

---

6) 547 U.S. 813 (2006).

7) 448 U.S. 56 (1980).

8) 541 U.S. 36 (2004).

9) 2 How. St. Tr. 1 (1603).

10) 5 Mod. 163 (1696).

そして、「証人」の「証言」を「供述証拠としての利用が予定されている供述 (testimonial statement)」と表現し、公判に不出頭の原供述者による「供述証拠としての利用が予定されている供述」は、同人が証言利用不能にかけ、かつ被告人に事前の反対尋問の機会があった場合でない限り、証拠に許容されないとした。Crawford は、対決権条項の究極的な目的は証拠の信頼性を保障することであるとしつつも、同条項は、証拠の信頼性それ自体ではなく、信頼性が反対尋問によって評価されることを要求しているとした。

以上のような Crawford の判断を受けて、家庭内暴力 (DV) 事件を扱った Davis は、警察による尋問の結果がすべて「供述証拠としての利用が予定されている供述」となるわけではなく、警察による「尋問の第一次目的」が客観的に見て、警察が「緊急事態」に対処できるようにすることであると言えるような場合には、その過程でなされた供述は「供述証拠としての利用が予定されている供述」ではないが、緊急事態にはなく、警察による「尋問の第一次目的」が、後の刑事訴追につながる可能性のある過去の出来事を明らかにすることであると言えるような場合には、その過程でなされた供述は「供述証拠としての利用が予定されている供述」であると判断した。

2 法廷意見は、Davis と本件との違いについて、一般的に潜在的被害者の範囲が狭いと言える DV 事件であるか、公衆にも脅威の及ぶ可能性のある銃撃事件であるかという点を挙げ、Davis では挙げられなかった判断材料を列挙している。この点で、本件は、合衆国最高裁判所が初めて DV 事件以外の事案における供述について、「尋問の第一次目的が客観的に見て、警察が緊急事態に対処できるようにすることであると言える」か否か扱ったものであると言える。

法廷意見は、「尋問の第一次目的」、とりわけ「緊急事態」の有無を判断する際に考慮すべき事情として、潜在的被害者の範囲、使用された兇器の種類及び原供述者の受傷の程度等を挙げている。そして、緊急事態の有無に加え、原供述者と警察がどのような状況で遭遇したか、刑事手続として

の公式性 (formality) を備えたものであったか否かも「尋問の第一次目的」を示す状況であるとし、その判断材料として、警察の質問が、各部分が互いに関連性を有し、全体としてまとまりをもった (structured) ものであるか否かを考慮している。最後に、「尋問の第一次目的」を判断するためには、原供述者と警察の供述と行動についても客観的に評価しなければならないとしている。

3 以上のような法廷意見の基準に対して、Scalia 裁判官の反対意見は、これは Roberts の復活であると批判している。つまり、法廷意見は、信頼性への関心を復活させており、法廷意見の採用した基準は、様々な事情を考慮する点で、状況に大きく依存したものであって、警察官の視点をも考慮する点で、裁判官の裁量により結論が変わってしまう予測不能な基準であるとする。

確かに、法廷意見は、緊急事態以外の状況でも、公判での証言に代わる法廷外供述を採取することを第一次目的として供述が採取されたとは言えない場合があるとし、そして、これを判断する際、信頼性のある供述を識別するために作られた標準的な伝聞法則が関連性を有すると明言しており、供述の信頼性を対決権条項の中心に据える Roberts を復活させたとも言えそうである。

そこで、法廷意見がこの点についてどのように理解しているか検討すると、まず、法廷意見は、原供述者と警察との遭遇時の緊急事態の存在は、「尋問の第一次目的」を知らせる重要な状況の一つであるとし、その理由として、緊急事態は、両者の意識を後の刑事訴追につながる可能性のある過去の出来事を明らかにすることではなく、脅威を及ぼす状況を終わらせることに向けさせるものであるということを挙げている。そして、Davis で黙示的に前提とされているのは、緊急事態においてなされた供述は、事実をねつ造しようとする可能性が相当程度減じられているため、反対尋問は要求されないという考えであって、この論理は、伝聞法則における興奮してなされた発言 (excited utterance) についての例外を正当化する論理、つまり、原供述者が、衝撃的な出来事によって強いストレス下に置かれた状

態で行った供述は、おそらく嘘を言うことができない状況でなされているために信頼性があり、反対尋問は要求されないという考えと類似するものであるとしている。

この点、法廷意見が、公判での証言に代わる法廷外供述を採取するという第一次目的が存在しない場合には、供述が証拠に許容できるか否かは対決権条項の関心ではなく、証拠法の関心であると述べていることからすると、対決権条項の保護の範囲と伝聞法則の保護の範囲が必ずしも重なるものではないという Crawford 及び Davis で前提とされている考え<sup>11)</sup>を、法廷意見も当然ふまえていると思われる。したがって、法廷意見が、Scalia 裁判官の反対意見の言うように、供述に信頼性があれば証拠に許容できるという伝聞法則の考えを対決権条項に組み込むものであるとは考えにくい。緊急事態においては、その緊急事態から脱しようと発言する原供述者は、嘘を言っては助けてもらうことができない上、自身に脅威を及ぼす緊急事態に意識が向いており、嘘をつく余裕も公判を意識する余裕もないと言えることから、後の刑事訴追につながる可能性のある過去の出来事を明らかにする第一次目的を有するものではないと考えられる。一方で、興奮してなされた発言は、原供述者の意識は興奮をもたらした出来事に向いており、嘘を考え出したり、自身の利益等について慎重に考えたりする暇もなく自然になされるものであるため、信頼性があると考えられているが、これは同時に、後の公判を意識する余裕もないということであって、したがって「後の刑事訴追につながる可能性のある過去の出来事を明らかにす

---

11) Crawford は、対決権条項は供述証拠としての利用が予定されている供述のみ適用され、他は伝聞法則に委ねるべきであるという主張を却けた *White v. Illinois* (502 U.S. 346 (1992)) の判断に疑問を投ずるとし (Crawford, 541 U.S. at 61)、注においては、供述証拠としての利用が予定されている供述には当たらない臨終の供述が存在する可能性を示唆している (Crawford, 541 U.S. at 56 n.6)。また、Davis は、「供述の供述証拠としての利用が予定されているという性格こそが、対決権条項の保護の範囲に含まれる伝聞と、伝聞法則の適用を受けるが対決権条項の保護の範囲には含まれない供述とを分けるものである」と明示している (Davis, 547 U.S. at 821)。

る」という「第一次目的」を有していないということを示すことになる。法廷意見は、以上のような論理を確認したに過ぎないのではなからうか。したがって、法廷意見が第一次目的の判断に伝聞法則が関連性を有するとしたのは、信頼性テストを復活させる意図ではなく、対決権条項の保護の範囲外にあるものと伝聞法則の保護の範囲外にあるものの中には、事実をねつ造しようとする可能性が相当程度減じられているため、供述内容に信頼性が認められるとともに、供述を得た尋問の第一次目的が「後の刑事訴追につながる可能性のある過去の出来事を明らかにすること」ではないと言えるものがある、という意味であったのではないかと推測される。

以上を前提とすると、法廷意見が **Roberts** を復活させているという **Scalia** 裁判官による批判は当たらないものと思われる。そして、**Scalia** 裁判官自身認めているように、供述が **Crawford** にいう「供述証拠としての利用が予定されている供述」であるか否かという分析は、事情を総合した検討を求めるものであり、また質問者の身元、質問内容等は、原供述者の意図や理解に影響を与え得るものであり、この点については法廷意見の理解と何ら変わるところがないように見受けられる。したがって、法廷意見が **Roberts** を復活させたものではないとすると、法廷意見も **Scalia** 裁判官の反対意見も、結局は類似の判断方法に拠っているのではないかと思われる。

4 本件は、対決権条項の保護範囲を画する **Davis** の基準を具体的に説明するものである。もっとも、法廷意見が、「尋問の第一次目的」を判断する際に伝聞法則が関連性を有するとした意味は、上述したように解釈することもできるが、その真意は必ずしも明らかとは言えない。また、本件の供述は、臨終の供述 (dying declaration) に該当すると思われるものであるが、**Ginsburg** 裁判官の反対意見にあるように、検察官が臨終の供述についての主張を下級裁判所において維持しなかったため、臨終の供述と対決権との関係については本件では判断されなかった。臨終の供述等、伝統的に伝聞法則の例外として考えられてきたものについて、対決権条項の下どのように考えていくか、伝聞法則と関連性があるという「尋問の第一次目的」という基準をどのように用いていくか、判断が待たれるところ

である。<sup>12)</sup>

- 
- 12) なお、Bryantに関する評釈には、たとえば、Bryantに対して好意的なものとして、Note, *From the Blue Lights of "Police" to the Red Lights of "First Responders": The Changing Rhetoric of Law Enforcement in Michigan v. Bryant*, 100 Geo. L.J. 1311 (2012)（強制力を用い、捜査・訴追機能を有するというイメージのある「警察」という文言ではなく、「第一の対応者（first responder）」と呼ぶことで、「緊急事態」を拡張し、Robertsの信頼性テストを復活させるものとする。）、批判的なものとして、Joëlle Anne Moreno, *Finding Nino: Justice Scalia's Confrontation Clause Legacy from Its (Glorious) Beginning to (Bitter) End*, 44 Akron, L. Rev. 1211 (2011)（そもそもCrawford及びDavisも非論理的で実行不能であるが、Bryantは、法廷外供述であっても対決の問題を生じさせないものがあると新しく述べている点、信頼性を考慮している点で混乱を拡大させているとする。）、Deborah Ahrens & John Mitchell, *Don't Blame Crawford or Bryant, The Mess Is All Davis's Fault*, 39 Rutgers L. Rec. 104 (2011-2012)（複数要因による事情の総合説を採用したBryantは当然多くの論者から批判を受けているが、本当に責められるべきは、裁判官の評価により結論が変わってしまう「緊急事態」という文言を採用したDavisであり、Davis及びBryantによってRobertsが復活したとする。）、Jason Widdison, *Michigan v. Bryant: The Ghost of Roberts and the Return of Reliability*, 47 Gonz. L. Rev. 219 (2011-2012)（Bryantは、質問者及び信頼性に焦点を当てている点、状況に大きく依存した調査を採用している点で、Davisを誤って解釈しており、Crawfordからの後退であって、Robertsの復活であるとする。）がある。